

気象業務法

1. 案内情報

手続名：	航空予報図の交付申請
手続根拠：	気象業務法第 16 条 気象業務法施行規則第 9 条第 2 項 航空気象情報提供要領
手続対象者：	航空法第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であって、同法第三十七条第一項の規定により指定された航空路を航行するもの。
提出時期：	運航開始 1 か月前まで
提出方法：	航空気象情報受領申請書 1 通を提出して下さい。
手数料：	なし
添付書類・部数：	なし
申請書様式：	航空気象情報提供要領を参照して下さい。
記載要領・記載例：	航空気象情報提供要領を参照して下さい。

2. 窓口情報

提出先：	気象庁長官
受付時間：	下記相談窓口にお問い合わせ下さい。
相談窓口：	気象庁総務部航空気象管理官

3. 手続情報

審査基準：	航空気象情報提供要領取扱細則
標準処理期間：	2 週間
不服申立方法：	なし